

平成30年度第1回四街道市保健福祉審議会会議録

日 時	平成30年4月23日（月） 午後1時30分～午後3時00分
会 場	四街道市保健センター 第2会議室
出席委員	
澁谷 哲 大淵 義明 古川 恭子 岡田 はる美 秋山 峰子 矢口 廣見 中村 修治	柴 忠明 大内 健太郎 山根 晴夫 長澤 志保子 上田 康彦 伊佐 勉
欠席委員	傍聴者 0名
江口 勝善 石井 博子	
会議次第	
1 開 会 2 会長挨拶 3 諮 問 4 議 題 ①保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について ②四街道市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）について 5 答 申 6 閉 会	

1. 開会

(配布資料確認)

(欠席委員確認)

2. 会長挨拶

(会長より挨拶)

3. 諮問

- ・四街道市歯と口腔の健康づくり推進条例について

4. 議題

① 保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

※特定の個人に配慮するため、議題4-①の内容については非公開とします。

【柴会長】

ほかにご意見がなければ、文章体裁等の訂正はあるかもしれませんが、概略はこのような形で答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(委員意義なし)

ありがとうございました。「平成29年2月8日に四街道市内保育施設で発生した誤嚥事故にかかる調査報告書(案)」をもって答申することといたします。

②四街道市歯と口腔の健康づくり推進条例(案)について

【柴会長】

議題の②「四街道市歯と口腔の健康づくり推進条例(案)」について、事務局より説明をお願いします。

【健康増進課】

資料に基づき説明

【柴会長】

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等がありますでしょうか。

【伊佐委員】

2点ほどあります。障害者の表記について、本条例は「障害を有する者」と記載しております。県条例に合わせたということですが、私は事前の質問で、市の障害福祉関係の計画では「障害のある者」としているの、そのあたりを考慮していただければということで質問しました。ほか

の委員もご意見あると思いますが、私自身が視覚障害者として、私としては「障害者」、「障害を有する者」、「障害を持つ者」、「障害がある者」など、それほど違和感は無いのですけれども、当事者によっては違和感を持つ人もいますし、ほかの計画と整合を取ったほうが良いと思います。もう一点として、ご説明の中で、県の条例を踏まえ、地域の実情に合わせて市町村が条例を作成するのご説明がありましたが、四街道市として重点を置いた部分や、条文を考慮した部分をお聞かせ願えればと思います。

【健康増進課長】

「障害を有する者」、「障害のある者」については、委員の皆様の意見を伺えればと思います。事務局といたしましては県条例を参考にしておりますが、県条例と合わせることは必須ではないと思っております。地域の実情に考慮した部分ですが、先ほども申し上げた口腔機能の重要性については、基本理念にも明記して重視する姿勢を表しております。また、条文では無いのですけれども、第8条第1項第4号「障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること」を推進することは、健康状態だけではなく個人の尊厳を確保する上でも重要だということを解説に記載しております。ほかに、災害発生時における歯科口腔保健について、県条例にはありませんが、記載していない市町村もあります。本市においては、第2次健康よつかいどう21プランにも取り上げていることから、他市とは異なるところです。

【柴会長】

「障害を有する者」、「障害のある者」という表記について、ご意見はございますか。

【大淵委員】

障害者の団体を運営していますので「障害」という表記について意見を述べさせていただきます。私も普段使用している時や、市や県に対する要望文を提出するときは「害」を平仮名としております。障害の害は「害する」という意味であって、私たちはできるだけ使わないようにしております。昔は「碍」を使用していましたけれども、いずれも正しい使い方ではない、障害者に対する差別的な要素が含まれているということで、私たち当事者団体は、漢字では表記しないようにしております。しかし、役所の場合は、公式な文書や条例など、すべての表記を変えようとなりますと難しいと思いますが、障害に対する基本的な考え方、いわば哲学だと思いますので、そろそろ自治体としてもどのような文字を正しく使うべきか検討するのがよろしいかと考えています。なお、本日いただいた追加資料の中で気づいたことがあるのですが、県の条例を上位条例と位置づけています。県の条例は上位なのでしょうか。上位条例という位置づけは間違いだと思います。地方自治法では普通地方公共団体は都道府県と市町村となりまして、都道府県が市町村の上位の機関であるというのは地方自治法の中では規定しておりません。ただし、仕事の分野によって、例えば選挙管理委員会は県と市にありますから、県の選挙管理委員会の指導を市の選挙管理委員会が受ける場合があります。このようなときは上下関係がありますが、条例に限っては、上位条例というのではないと思います。都道府県は広域自治体として、市区町村は住民に密接に関係のある基礎的自治体という関係であって、自治体としての立場は対等であると考えております。根拠が上位である県条例に沿うというのは、私としては納得できない見解ですので、ぜひ研究検討をいただきたいと思います。私は「障害を有する者」、「障害のある者」は間違いではない、あるいはどちらも正しいと思います。特

に異論はありません。

【柴会長】

上位条例であるかについては根拠をご検討いただくということで、「障害を有する者」という表記について、ほかにご意見ありますか。

【長澤委員】

障害の「害」については、私もこだわりがありまして、平仮名になってきていると思いますので、徐々にでも、これから作るものでも変えていければ、今後は自然に変わっていくのではないかと思います。「害」を平仮名に変えていただきたいと思います。

【柴会長】

ほかにご意見ございますか。この場において決めることができる問題ではないので、このようなご指摘があったことを十分に踏まえまして、議会等でも議論や啓発をしていただく、又は審議会において先ほどのような意見があることを伝えていただきたいということによろしいでしょうか。では、条例担当の部署では、このような考えがあることを念頭に置かれて、今後の参考にしていただきたいと思います。ほかになにかございますでしょうか。

【山根委員】

基本理念を見ますと、市が具体的にどのような事業を進めていくのかわかりづらいです。漫画やイラストを用いた問答集などを作成すれば、市民が適切なサービスを受けられるのではないのでしょうか。

【柴会長】

条例を啓発していく段階で工夫していただきたいので、ぜひご検討いただきたいと思います。ほかにご質問がなければ、ご議論いただいた当日に答申ということではございますが、事前に資料等を配布させていただきまして、各委員の意見を頂戴するよう事務局にお願い申し上げました。この点をご考慮いただきまして、四街道市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）を答申とすることについて、異議のある方はいらっしゃいますか。

（委員異議なし）

ありがとうございます。なお、本条例、又はその他の件についても、啓発は子ども、若者、高齢者、障害をお持ちの方等、すべての市民がそれぞれの立場で理解していただけるような、わかりやすい方法を考えていただきたいと申し添えまして、答申させていただきます。

5. 答申

（柴会長より議題①から②について答申）

6. 閉会

【柴会長】

以上で本日予定していた議事は終了いたしました。委員の皆様には本日の会議全体を通してなにかご意見はありますでしょうか。

【伊佐委員】

「平成29年2月8日に四街道市内保育施設で発生した誤嚥事故にかかる調査報告書（案）」は40ページもあり、かなり大変な作業だと感じました。今後、この報告書を作成した重大事故検証部会は、保健福祉審議会の専門部会として継続になるのでしょうか。それとも今年度から立ち上げる子ども・子育て会議に移行するのでしょうか。

【健康こども部長】

重大事故検証部会については、昨年度をもって終了となりました。今後、同様の事故が発生した場合の検証につきましては、今年度立ち上げる子ども・子育て会議において行います。

【柴会長】

委員の皆様へ、今回の報告書は当事者が特定されないようにしております。秘密保持であることをご留意をいただきまして、詮索しないようお願いいたします。

【大内委員】

本日は皆様に、四街道市歯と口腔の健康づくり推進条例について、ご審議いただきましてありがとうございます。この条例は、私ども歯科医師会と市が多大な時間をかけて作り上げました。皆様からのご意見がありました、わかりづらいという部分につきましては、歯科医師会に持ち帰りまして、今後とも、行政と協働して推進していきたいと思っております。

【健康こども部長】

本日の議題を所管する部として、答申いただきましたこと誠にありがとうございます。保育施設等重大事故検証部会につきましては、8月に立ち上げて、3月のまでの間に、会議だけで5回、そのほかに各関係機関とのヒアリングも数度あり、非常に短い間に濃密で精力的な活動をしていただいたことを本会でご報告させていただきます。その結果が本日お示しさせていただいた報告書として実を結びました。今後、この報告書の取り扱いにつきましては、答申を受けた旨を市長に報告し、報告書の決裁後、県と国へ報告書を送付します。行政機関内の報告が済み次第、市ホームページに公表いたします。公表につきましては5月2日ごろを予定しております。また、保育関係施設、全園に配布し、併せて関係者にも配布するよう考えております。

【柴会長】

本日の議事はこれで終了ということでございますが、私はこの会議をもちまして任期満了となりました。約10年に渡りまして、誠にありがとうございました。

【事務局】

本日は誠にありがとうございました。なお、本日は任期最後の審議会でございます。ここで、福祉

サービス部長より御礼を申し上げたいと存じます。

(福祉サービス部長より御礼)

以 上